

(別紙1)

「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見公募手続の結果について

令和6年4月1日  
公正取引委員会  
経済産業省

「適正な電力取引についての指針（改定案）」について、令和6年2月14日から同年3月14日まで意見公募手続を実施いたしました。

提出意見に対する考え方については以下のとおりです。

なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的に頂いた御意見から抜粋したものですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	該当箇所：本改定案第二部IV1（1）② 【意見】 ・託送分野における適正な電力取引の在り方として、一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制に関し、本指針に追記いただいたことにつき賛同します。 ・小売事業者及び特定卸供給事業者として重要なことは、内外無差別によるフェアな競争環境の確立であると考えていることから、引き続き監視、検証	頂いた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>をお願いします。また、その結果によっては、送配電事業の中立性・公平性を更に確保する施策につき、御検討の程、お願いします。</p> <p><b>【理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の指針改定は、2023年4月17日に、大手電力グループの一般送配電事業者宛てに発出された電気事業法に基づく業務改善命令、業務改善勧告及び指導が契機であると認識している。また、各社から当局宛てに提出された業務改善計画等を基に、集中改善期間としてフォローアップいただいた取組の一環でもあると認識している。</li> <li>・今回、契機となった事案を踏まえ、託送分野における適正な電力取引の在り方として、一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制を具体的に追記いただくことにつき、賛同する。</li> <li>・一方で、小売事業者及び特定卸供給事業者としては、送配電の広域化も含め、内外無差別が担保されたフェアな競争環境の確立が必要と考えている。</li> <li>・このため、系統接続を担う一般送配電事業者が、仮に問題はなくとも、実質的に優位性が保持されていないか等についても、監視とともに検証をお願いしたい。</li> <li>・検証の結果、問題となる行為のほか、フェアな競争環境の確立を阻害するものと認められる行為が生じている場合は、送配電事業の中立性・公平性を更に確保する施策(所有権分離等)につき、御検討いただくようお願いしたい。</li> </ul>	